

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（愛知県肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業）医療記録票

【枚目】

*1 : ③の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○印(B欄には「○入」又は「△入」と記載)

*2: ③の1月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合○印(B欄には「△外」又は「▲外」と記載)

※3：①の1月間の合計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合B欄には「○入十▲外」、「○入十▲外」、「○入十外」、「△入十▲外」、「△入十外」、「△入▲外」、「△入▲外」（※1欄、※2欄に印が無い場合は「△合算」）のいずれかを記載

B欄に記載する記号等の説明

- ：入院が高療基準額を超えたかつて月数要件を満たして事業の助成を受けた場合（現物給付の場合）
- △：高療基準額（入院・外来高療基準額）を超えた場合（上記の場合を除く）（多数回該当がある高療基準額を超えた場合）
- ▲：70歳以上の者が外来に係る高療基準額を超えた場合（多数回該当が無い高療基準額を超えた場合）

肝がん事業の月数要件のカウント方法：B欄に「〇」「△」「▲」が記載されている個数をカウント。（1ヶ月に複数ある場合でもカウントは1回。）
 保険診療上の多回該当の判定方法：過去12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多回該当。（1ヶ月に△と△以外のように△が2個ある場合でもカウントは1回。）
 現物給付（特定病種給付対象療養費）の多回該当の判定方法：過去12か月以内の〇の数をカウントし、4回目以降から多回該当。（同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが必要。）